

北朝鮮のミサイル発射に断固抗議する決議

北朝鮮は、令和3年9月15日午後0時32分頃及び午後0時39分頃に北朝鮮中部から日本海に向け短距離弾道ミサイル2発を発射した。発射されたミサイルは、変則軌道で約750キロメートル飛行し、最大高度は約50キロメートルだったとの分析もされ、日本の排他的経済水域（EEZ）の内側に落下したと推定されている。

また、9月9日には軍事パレードの開催、そして9月11日と12日には新型長距離巡航ミサイルを発射し、2時間6分20秒飛行し、1,500キロメートル先の標的に命中したと発表するなど、自らの軍事力や核戦力を世界に向けて誇示することは、日本と地域の平和、安全を脅かすものであり、言語道断である。

北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射は、国連安全保障理事会決議や日朝平壤宣言に違反することは明白であり、国際社会の平和的解決への強い意志を踏みにじり、我が国のみならず北東アジア、そして国際社会全体の安全保障に対する明らかな挑発行為を断じて許すことはできない。

よって、本市議会は、北朝鮮に対し、弾道ミサイルの発射禁止や弾道ミサイル計画に係る全ての活動の停止、北朝鮮に義務づけた国連安全保障理事会決議の遵守を、改めて強く求める。

以上、決議する。

令和3年9月27日

内閣総理大臣
総務大臣殿
外務大臣
防衛大臣

座間市議会